

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う感染対策について

いつも広島国際会議場をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

令和5年5月8日付で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、政府の基本的対処方針や業種別ガイドラインが廃止されました。

この変更により、日常における基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となっています。

つきましては、広島国際会議場におきましても、主催者・来場者のみなさまに一律の対応をお願いすることはいたしません。国が示す基本的な感染対策の考え方を踏まえていただき、自主的な感染対策についてよろしくご願ひいたします。

### 【感染対策の取組等】

- 発熱や体調不良などの症状がある場合は、入館をお控えください。
- 会議場としてマスクの着用をお願いすることはいたしません。主催者におかれましては催事の内容や状況により、必要に応じて来場者にマスク着用を推奨するなどの対応をお願いします。
- 会議場内では咳エチケットや手洗いの励行を推奨します。
- 入口や各階には手指の消毒設備がありますので、ご利用ください。
- 会議場内の混雑回避にご協力ください。

### 【関連情報】

- 広島市 [「5類移行後の制度変更（5月8日以降）」](#) (外部リンク)

<令和5年5月8日改訂>